

吉 福 第3948号
令和3年3月31日

介護保険事業所 各位

吉田町福祉課長

指定申請に係る文書の簡素化について

日頃、当町の介護保険事業につきましては、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険事業所の指定申請については、法令、基準、条例及び要領等に基づき適正に対応いただいているところです。今般、国において、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、指定申請に係る文書の簡素化を保険者に求めています。

そこで、指定に係る事務負担の軽減を図る観点から、当町において下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 指定（更新）申請に係る文書の取扱いについて

(1) 規則の改正に伴う押印の廃止及び原本証明の見直しによる簡素化

- ア 吉田町の規則改正に伴い、申請書類への押印は廃止する。
- イ 付表や添付書類への押印は不要とする。
- ウ 添付書類への原本証明は求めない。
- エ 添付書類を PDF 化し、電子メール等により送付することも可。

(2) 提出方法の見直しによる簡素化

- ア 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としないこととし、個別に対応する。
- イ 更新申請については、原則、郵送・電子メールによる提出とする。
- ウ 変更届出については、原則、郵送・電子メールによる提出とする。
- エ いずれの場合も、持参による提出を希望する事業者については、持参することができる。

(3) 人員配置に関する添付資料の簡素化

添付資料は人員配置基準に該当する資格証の写しのみとする。

また、代替の方法により確認できる場合については、資格証の写しの提出も求めない取扱いとする。

(4) 施設・整備・備品等の写真の簡素化

写真の提出については、指定にあたり町が現地を訪問できない場合に限り求める取扱いとする。

(5) 更新申請における提出書類の見直しによる簡素化

指定更新新申請については、直近の指定内容から変更があった項目についてのみ書類の提出を求めることとし、変更がない場合については、書類の提出を省略できる取り扱いとする。

2 文書の取扱いの開始時期について

令和3年4月1日以降の指定（更新）申請について適用する。